

## ○ 室蘭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例中一部改正の件について

### 1. 条例改正の理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、安全計画及び業務継続計画の策定並びに自動車運行時の所在確認を義務づけするほか、感染症及び食中毒のまん延防止のために講ずるべき措置を具体化するもの。

### 2. 条例改正の概要

#### (1) 安全計画の策定の義務化

設備の安全点検、事業所外での活動を含めた安全に関する指導、職員の研修等における安全に関する事項等についての計画の策定及びこれに必要な措置を講ずることを義務づける。

#### (2) 自動車運行時における所在確認の義務化

自動車運行時における利用者の所在確認のための措置を義務づける。

#### (3) 業務継続計画の策定の努力義務化

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、必要な措置を講ずるよう努める。

#### (4) 感染症及び食中毒の発生又はまん延防止のために講ずるべき措置の具体化 講ずるべき措置を具体的に次のとおりとする。

- ・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修
- ・感染症の予防及びまん延の防止のための訓練

### 3. 施行期日

令和5年4月1日から施行する。